

業務用自動車賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県北部農林水産振興センター所長 長元 司 (以下「甲」という。) と ○○○○ (以下「乙」という。) との間に業務用自動車 (以下「車両」という) の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

(目 的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供することを目的とする。

(賃貸借物件)

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 塗色
- (5) 数量
- (6) 付属品 別紙参照

(賃貸借期間)

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。

(車両の引渡)

第4条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引渡すものとする。

(契約不適合責任)

第5条 引き渡された車両に関して、契約の内容に適合しない (以下、「契約不適合」という。) 場合、甲は乙に対して当該車両の修補、不足分の引渡しを請求することができる。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は総額 円（月額 円×60ヶ月）とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税総額 円、月額 円とする）

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したものである。
消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

（請求、支払い）

第7条 前条に定める賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受理日から起算して、30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

2 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合は、乙に対して、前項の期間満了の翌日から支払の日まで、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

（契約保証金）

第8条 契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除とする。

（燃料代）

第9条 第2条の車両に要した燃料は、甲の負担とする。

（費用）

第10条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（車両の保険）

第11条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- （1） 保険種別 自家用自動車総合保険（オールリスク）
- （2） 対人賠償保険 無制限
- （3） 対物賠償保険 無制限
- （4） 搭乗者損害責任保険 1名につき 3,000万円
- （5） 車両保険 1年目～5年目（免責0円）

(保守点検)

第12条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリー含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難い場合は、事前に乙の承諾を得た上で他の工場で行うことができるものとする。

(甲の修理費負担)

第13条 前条第1項の規定に拘わらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする

- (1) 甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理に関する費用
- (2) 保険金で補填されない修理に関する費用
- (3) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(代車の提供)

第14条 乙が第13条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたとき乙は甲にたいし代車を無償で提供するものとする。

- (1) 乙は契約開始日までに当該賃貸借車両を納入できない場合、当該賃貸借車両と同等な車両を代車として手配し、納入までの間、甲に提供するものとする。

(車両の減質等)

第15条 車両が減失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能になった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第16条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は、担保の用に供してはならない。

(損害賠償責任)

第17条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第18条 車両の使用または保管等に起因して第三者に損害を及ぼした場合、甲が責任をもって解決するものとする。

2 甲は、事故発生の経過、処理状況その他明細書等を乙に報告し、乙は報告を受けたその処理及び解決に全面的に協力する物とする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反した時は、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(長期継続契約)

第22条 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又

は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(協議)

第23条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、沖縄県の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県名護市大南1丁目13番11号
沖縄県北部農林水産振興センター
所 長 長元 司

乙